

保護者のためのしまね就活応援サイト 会員登録利用規約

第1条（基本的考え方）

当サービスは、公益財団法人ふるさと島根定住財団（ジョブカフェしまね）（以下「財団」という）が、当サイトの会員登録をした方（以下「会員」という）に、主に学生向けの就職関連情報について、電子メール配信及び郵送物の送付をするサービスです。

第2条（登録）

1. 当サービスの登録を希望する方は、当サイト上で定める手続きに従って登録の申し込みを行うものとします。当サイト上で正規に登録処理が完了したことをもって、財団が登録を承諾したものとします。ただし、財団が不適当と判断した場合は、承諾後であっても承諾の取り消しを行うことができるものとします。また、登録を希望する方が次の各号のいずれかに該当する場合、財団は登録を拒否することができるものとし、この場合、財団は理由を説明する義務を負わないものとします。

(1) 登録に関連して財団に提供された情報の全部または一部につき虚偽、誤記、不足または公序良俗に違反もしくは第三者に不快感を与える内容があった場合

(2) 過去に本規約に違反したことがある場合

(3) その他財団が不適切と判断した場合

2. 一つのアカунツで複数の子の情報を登録することはできません。同じメールアドレスで複数のアカウンツを作成することはできますが、全て同じ情報が届きます。

第3条（登録情報の変更・退会等）

(1) 会員は、当サイト上で定める手続きに従って、会員の意思により、登録の変更や退会を行うことができます。退会した場合、当サービスにおける会員としての一切の権利を失うものとします。

(2) 登録した子の卒業年次には、自動的に登録データが削除され、当サービスの提供も終了します。引き続き当サービスをご利用になる場合は、再度登録が必要となります。

(3) 会員が退会した場合でも、本規約に同意していることに変更はなく、規約は適用されるものとします。

(4) 登録されたメールアドレスまたは住所に対して、電子メールの配信や郵送物の送付が長期にわたり不能となった場合には、財団は登録を退会できるものとします。

第4条（サービス利用について）

(1) 当サービスの利用料は無料とします。ただし、電子メールの受信や、サイト閲覧を行う環境（通信料金等）は会員の負担となります。

(2) 会員は、財団が実施する学生向け就職支援事業等に関する情報について、電子メールの

受信や郵送物の受領ができるものとします。また、配信情報の訂正、アンケート調査など、会員への連絡のための電子メールの配信や郵送物の送付をすることがあります。

(3) 当サービスの提供日時は通年において随時としますが、コンピュータまたは回線障害その他の事情により、提供サービスの遅延、中断または中止をする場合があります。

(4) 財団が当サービス内容の変更が必要と判断した場合、財団は会員に通知することなく、その必要な変更を行うことができるものとします。

(5) 電子メール配信及び郵送物の送付後、悪天候等の諸事情により、イベント開催予定などに変更が生じた場合でも、財団は一切その責を負わないものとします。

(6) 会員の利用端末の設定等により電子メールを受信できなかった場合でも、電子メールの再配信は行いません。

(7) 会員の住所の登録に不備があった場合、また、悪天候等の諸事情により、郵送物の受領ができなかった場合でも、郵送物の再送は行いません。

第5条（個人情報の取り扱い）

財団は、別途定める「プライバシーポリシー」に従い、会員の個人情報を適切に取得・利用・提供・管理します。（<https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/privacy/>）

第6条（免責）

(1) 財団は、当サービスの利用または当サービスにより提供される情報等の利用、サービス運用の中止、延期又は廃止等により発生した損害に対して、いかなる責任も負わないこととし、一切の損害につき賠償する義務はないものとします。

(2) また、当サービスの利用による、利用者と第三者との間で生じた紛議及びコンピュータウイルス等による損失・損害には運営者は一切責任を負わないものとします。

第7条（サービス及び規約の適用・運用・変更等）

(1) この規約は、令和7年8月1日より適用・運用します。

(2) 財団は、予告なく当サービスの内容を変更、停止、中止、及び終了することができるものとします。

(3) 財団は、会員の事前の承認を得ることなく本規約を随時変更することができます。本規約の変更については、当サイト上に掲示した時点から効力を発するものとします。なお、会員が本規約の変更後に、当サービスを利用することにより、本規約の変更に承諾いただいたものとみなします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、暴力団、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに

準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて財団の信用を毀損し、又は財団の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第9条（準拠法・裁判管轄）

- (1) 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
- (2) 本規約の裁判管轄は、訴額に応じて松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。